

見本

離婚届

令和 年 月 日届出

届出をする年月日をご記入ください。

神奈川県座間市長 殿

大正、昭和、平成のいずれかに○をしてください。
外国籍の方は西暦で記入し、西暦に○をしてください。

父母の氏名は生存状況にかかわらず、実父母の氏名をご記入ください。養父母がいる場合は、養父母欄に氏名をご記入ください。
外国籍の場合は婚姻状況にかかわらず、省略しないで全ての氏名をご記入ください。

裁判所が関与しない離婚は、「協議離婚」となります。協議離婚は証人が2人必要です。

未成年の子について、親権を行う子の氏名を全員分ご記入ください。

国勢調査の年のみご記入ください。

離婚届と同時に振り仮名の届出を希望する場合は✓をしてください。また同時に戸籍法第77条の2の届をする場合は、その届出をもって振り仮名の届出ができます。（日本国籍の方のみ。令和8年5月25日まで）

必ず本人が自署してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本

証人には成年者2名（親族でも可）が必要です。それぞれ証人になる人が自署してください。証人は夫婦であっても氏は省略しないでください。
なお、協議離婚で証人欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名 （※押印は任意）	田中 太郎 印	鈴木 幸子 印
生年月日	大正 昭和 平成・西暦 4 5 年 1 1 1 月 1 7 日	大正 昭和 平成・西暦 4 6 年 2 月 2 8 日
住所	東京都立川市富士見町 7丁目8番9号	神奈川県座間市東原6丁目5番 7号 東原マンション101号
本籍	東京都立川市富士見町 七丁目8 番地番	神奈川県座間市東原 六丁目5 番地番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、この欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届に署名を捺印し、この欄に署名を捺印してください。）

離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合、この欄を空欄にしてください。その場合、同時に別の届出（離婚の際に称していた氏を称する届）が必要となります。それ以外の場合は、婚姻の際に氏が変わった方が元の氏に戻りますのでこの欄にチェックをつけ、本籍をご記入ください。

この届出では住所は変わりません。住所変更がある方は別の手続きが必要です。

【持参するもの】

- ・顔写真付きの身分証（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
- ・国民健康保険証（加入者のみ、住所地で届出する場合）
- ・個人番号カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ、住所地で届出する場合）

【ご案内】

○離婚届だけでは子の戸籍に変動はありません。子の戸籍を変更したい場合には、家庭裁判所の許可等が必要となる場合がありますので、戸籍係へご相談ください。
○離婚に伴う子に関する相談については、離婚前相談をこども家庭課（Tel：046-252-8025）で実施していますので、ご利用ください。

父母が離婚するときは、面会す。この場合には、子の利益を考慮し、面会交流の取決めや養育費の分担について取り決めます。
・未成年の子がいる場合、次
□面会交流について取り決
□まだ決めていない。
・経済的に自立していない子
□養育費の分担について取
取決め方法：（□公正証書
□まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口
面会交流や養育費のほか、
内にも掲載しています。

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問合せください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp